

第4回  
土砂災害に関するシンポジウム論文集

Proceedings of the 4<sup>th</sup> Symposium on  
Sediment-Related Disasters

(August 8-9, 2008)

平成20年8月8日～9日

熊本市国際交流会館

主催：土木学会西部支部

後援：(社)砂防学会, (社)地盤工学会

水文・水資源学会, 日本応用地質学会

日本自然災害学会

## 緒 言

今回で 4 回目となる「土砂災害に関するシンポジウム」の始まりは、土木学会西部支部で「土砂災害の危険予測と警戒避難基準雨量の設定法に関する調査研究委員会」が平成 14 年度から平成 17 年度まで委員会が設置され、その委員会活動の成果公表の場として平成 14 年 8 月にシンポジウムが開催されたことによります。それから 2 年毎に開催され、論文投稿数も少しずつ増えて土木学会のシンポジウムとして定着してきました。調査研究委員会は 17 年度で終了しましたが、平成 18 年度の第 3 回に続いて今年平成 20 年度に第 4 回を熊本で開催することになりました。

第 4 回を開催するに当たり前 2 回のシンポジウムは鹿児島で開催されていたため、第 3 回を熊本でやったので 2 回ずつやった方が良いということになり、第 4 回も熊本に決まりました。そこで平成 19 年 6 月に実行委員会を立ち上げ、平成 20 年 8 月 8 日・9 日に熊本市国際交流会館で開催することを決定しました。その後の実行委員会で、実行委員 29 名、アドバイザー 8 名と編集委員 62 名が正式に決まり論文募集を行なうことになりました。前回の 7 つの課題に豪雨の気象特性に関する研究、ダム堆砂等総合土砂管理に関する研究の 2 課題を加えて、9 課題に分けて一般論文を募集しました。また多くの学会から後援いただき、CPD ポイントまで認定していただきました。その結果、分野や立場を越えた幅広い学際的見地からの論文が集まりました。本論文集には招待論文 1 編、特別講演論文 1 編、基調講演論文 1 編、速報（要旨）1 編、一般投稿論文 31 編が含まれています。招待論文・特別講演論文・基調講演論文のご執筆を快くお引き受けいただいた独立行政法人土木研究所 箱石憲昭氏、鹿児島大学名誉教授 岩松 暉先生、福岡工業大学 小川 滋先生に深謝いたします。

本論文集では、事前に投稿された論文を 3 名の編集委員が全文査読を行い、論文の質の向上を目指しました。ご多忙中にも係らず査読作業をしていただいた委員の皆様には感謝いたします。また、シンポジウム開催に当たり（財）熊本国際観光コンベンション協会には助成金を、（社）熊本県地質調査業協会、（社）熊本県法面保護協会には協賛金をいただきました。ここに記して感謝いたします。

本シンポジウムでの意見交換・情報交換が土砂災害に関する研究・実務レベルの向上に役立ち、土砂災害の防災・減災に繋がることを期待しています。

平成 20 年 7 月吉日  
北園 芳人



## 実 行 委 員 会

委員長	北園 芳人	熊本大学工学部
副委員長	平田 和彦	西日本技術開発(株)土木本部
幹事	橋本 晴行	九州大学大学院工学研究院
幹事	工藤 伸	(株)アバンス
幹事	田尻 雅則	(株)基礎計画研究所
幹事	益田 宗則	日本工営(株)福岡支店
幹事	松岡 正章	日鉄鉱コンサルタント(株)九州支店
	北村 良介	鹿児島大学工学部
	下川 悦郎	鹿児島大学農学部
	地頭藪 隆	鹿児島大学農学部
	村上 啓介	宮崎大学工学部
	荒牧昭二郎	九州東海大学工学部
	村田 重之	崇城大学工学部
	森山 聡之	崇城大学工学部
	岩尾雄四郎	佐賀大学理工学部
	小川 滋	福岡工業大学社会環境学部
	久保田哲也	九州大学大学院農学研究院
	古川 浩平	山口大学工学部
	鈴木 素之	山口大学大学院理工学研究科
	山本 晴彦	山口大学農学部
	海堀 正博	広島大学大学院総合科学研究科
	大和 則夫	(株)東京建設コンサルタント九州支店
	原田 民司郎	(株)建設環境研究所福岡支店
	本田 信孝	(株)日本地下技術
	三田 和朗	(株)日本地下技術
	三宅 淑正	パンフィックコンサルタンツ(株)九州支社
	矢ヶ部秀美	(株)ダイヤコンサルタント九州支社
	吉津 憲	日本ミクニヤ(株)九州支店
	吉田 智治	(株)建設技術研究所九州支社

## アドバイザー

疋田 誠	鹿児島工業高等専門学校
谷口 義信	宮崎大学名誉教授（応用地質（株）宮崎支店）
棚橋 由彦	長崎大学工学部
山本 哲朗	山口大学工学部
古閑美津久	国際航業（株）九州技術部
高田 誠	中央開発（株）九州支社
中西 敏夫	日本工営（株）福岡支店
山崎 一彦	八千代エンジニアリング（株）九州支店

## 編 集 委 員 会

委員長	北園 芳人	熊本大学工学部
幹事	橋本 晴行	九州大学大学院工学研究院
幹事	石川 芳治	東京農工大学大学院共生科学技術研究院
幹事	井村 隆介	鹿児島大学理学部
幹事	地頭菌 隆	鹿児島大学農学部
幹事	山本 晴彦	山口大学農学部
幹事	吉田 智治	(株)建設技術研究所
	北村 良介	鹿児島大学工学部
	下川 悦郎	鹿児島大学農学部
	寺本 行芳	鹿児島大学農学部
	疋田 誠	鹿児島工業高等専門学校
	谷口 義信	宮崎大学名誉教授 (応用地質 (株) 宮崎支店)
	村上 啓介	宮崎大学工学部
	長谷 義隆	元熊本大学教授 ((株) アバンス)
	荒牧昭二郎	九州東海大学工学部
	村田 重之	崇城大学工学部
	森山 聡之	崇城大学工学部
	棚橋 由彦	長崎大学工学部
	高橋 和雄	長崎大学工学部
	岩尾雄四郎	佐賀大学理工学部
	久保田哲也	九州大学大学院農学研究院
	西山浩司	九州大学大学院工学研究院
	小川 滋	福岡工業大学社会環境学部
	古川 浩平	山口大学工学部
	山本 哲朗	山口大学工学部
	鈴木 素之	山口大学工学部
	金折 祐司	山口大学理学部
	山本 晴彦	山口大学農学部
	海堀 正博	広島大学総合科学部
	戎 信宏	愛媛大学農学部
	里深 好文	立命館大学理工学部
	諏訪 浩	京都大学防災研究所

	堤 大三	京都大学防災研究所
	松村和樹	京都府立大学大学院農学研究科
	林 拙郎	三重大学生物資源学部
	土屋 智	静岡大学農学部
	丸谷 知己	北海道大学大学院農学研究院
	福園 輝旗	防災科学技術研究所
	小橋秀俊	(独) 土木研究所 材料地盤研究グループ
	山越隆雄	(独) 土木研究所 土砂管理研究グループ
	村上 泰啓	(独) 土木研究所 寒地土木研究所 寒地水圏研究グループ水環境保全チーム
	大和 則夫	(株) 東京建設コンサルタント九州支店
	金光 勝明	(株) 中央土木コンサルタント
	楠 覚	(株) パスコ 九州事業部 技術部
	古閑美津久	国際航業 (株) 九州技術部
	高岡 広樹	八千代エンジニアリング (株) 九州支店
	高田 誠	中央開発 (株) 九州支社
	中西 敏夫	日本工営 (株) 福岡支店
	原田民司郎	(株) 建設環境研究所福岡支店
	平田 和彦	西日本技術開発 (株) 土木本部
	本田 信孝	(株) 日本地下技術
	益田 宗則	日本工営 (株) 福岡支店
	松岡 正章	日鉄鉱コンサルタント (株) 九州支店
	三田 和朗	(株) 日本地下技術
	三宅 淑正	パシフィックコンサルタンツ (株) 九州本社
	矢ヶ部秀美	(株) ダイヤコンサルタント
	山崎 一彦	八千代エンジニアリング (株) 九州支店
	吉津 憲	日本ミクニヤ (株) 九州事業所
	青柳 泰夫	パシフィックコンサルタンツ (株) 東京本社 防災部
	岩波 英行	国際航業 (株) 東日本支社
	上野 雄一	日本工営 (株) 国土保全部
	坂東 高	(株) 建設技術研究所 東京本社砂防室

## 「土砂災害に関するシンポジウム論文集」査読要領内規

### 1. 査読の目的

投稿原稿が、「土砂災害に関するシンポジウム論文集」に掲載される原稿として、ふさわしいものであるかどうかを判定するための資料を提供することを目的とする。この場合、査読に伴って見出された疑義や不明な事項について修正を求める意見があれば述べるものとする。

### 2. 査読にあたっての注意

(1) 査読員は、当該原稿が公表前の研究・技術成果あるいは報告書等であることに十分留意し、原稿の内容について秘密を守り、投稿者の権利を確実に保護しなければならない。したがって、査読は、査読員が個人として行うものであり、他人に当該原稿を見せたり、原稿内容を話して意見を聞くようなことをしてはならない。

(2) 原稿の査読は掲載の可否を判定するための資料を提供するもので、その改善を図るのが目的ではない。原稿の内容に対する責任は本来著者が負うべきものであり、その価値は一般読者が判断すべきものである。査読員の主観や好みを押しつけたり、原稿の体裁や書き方の完璧を期待する余り、将来の発展が大いに期待される原稿や実際に役立つ原稿を逃すことのないよう配慮する。

### 3. 査読の方法

#### 3.1 投稿原稿の区分

投稿原稿は、一般投稿論文と招待論文等（実行委員会の依頼に基づく招待論文、特別講演論文、基調講演論文）の二つに大別される。前者については原則として未発表のものとし、後者については最新の研究成果やその動向、最先端の技術、事業などを分かりやすく解説あるいは紹介するものとする。

#### 3.2 論文の領域

「土砂災害に関するシンポジウム論文集」において取り扱う分野は、学術、技術、事業の領域を対象とし、住民、防災関係機関等によりよい土砂災害対策を提供するための、新しい防災技術の発展に寄与するような調査あるいは研究とする。従って、以下のような分野の調査あるいは研究とする。

- ① 崩壊、土石流、地すべり等に関する調査あるいは研究
- ② 斜面の監視システム、モニタリング技術に関する調査あるいは研究
- ③ 土砂災害の警戒避難、情報伝達などソフト対策に関する調査あるいは研究
- ④ 土砂災害を引き起こした豪雨の気象特性に関する調査あるいは研究
- ⑤ 砂防ダムなどのハード対策に関する調査あるいは研究
- ⑥ 土砂の生産・流出・氾濫に関する調査あるいは研究
- ⑦ 土砂の侵食・流動・堆積に関する調査あるいは研究
- ⑧ ダム堆砂、流域の土砂動態、総合土砂管理に関する調査あるいは研究
- ⑨ その他、土砂災害、総合土砂管理に関する調査あるいは研究

#### 3.3 査読の評価および判定

査読は全文査読とする。

##### (1) 評価項目

投稿原稿の査読は以下に示す評価項目のうち、「新規性」、「有用性」、「完成度」、「信頼度」、「速報性」の5項目に照らして客観的に評価することを基本とする。但し、「学際性」、「防災事業の推進に対する有用性の有無」についても、評価を行う上での参考とする。



- 1) **有用性**：内容が防災上何らかの価値があること。たとえば、以下に示すような事項に該当する場合は有用性があると評価する。
- A. 主題、内容が時宜を得て有用である。
  - B. 研究・技術の応用性、有用性、発展性が認められる。
  - C. 研究・技術の成果が有用な情報を与えている。
  - D. 実験、実測のデータで研究、工事などの参考として寄与する。
  - E. 新しい数表、図表で応用に便利である。
  - F. 当該分野での研究・技術の体系化をはかり、将来への展望を図っている。
  - G. 研究、技術の成果は実務に取り入れられる価値を持っている。
  - H. 本原稿を掲載することは会員および読者に益するところが多い。
  - I. 今後の実験、調査、計画、設計、工事に取り入れる価値がある。
  - J. 問題の提起、試論またはそれに対する意見として有用である。
- 2) **新規性**：内容が公知・既発表または既知のことから容易には導き得るものでないこと。たとえば以下に示すような事項に該当する場合は新規性があると評価する。
- A. 主題、内容、手法に独創性がある。
  - B. 社会に問題を提起している。
  - C. 実現象の解明に貢献している。
  - D. 創意工夫に満ちた計画、設計、工事等について技術的検討、経験が提示されている。
  - E. 困難な研究・技術的検討をなしとげた成果が盛られている。
  - F. 時宜を得た主題について、新しい知見と見解を示している。
- 3) **速報性**：内容の完成度や緻密さよりもむしろ、早期に発表することに何らかの価値があること。たとえば、以下に示すような事項に該当する場合は速報性があると評価する。
- A. 災害に関する緊急の調査結果を報告している。
  - B. 開始目前もしくは進行中のプロジェクトについて、重要な問題を提起している。
  - C. 極めて重大な学術的・技術的成果を含んでおり、その発表を早めることが社会に大きく貢献すると判断される。
  - D. 時宜を得た主題について、早急に必要とされる新しい知見と見解を示している。
  - E. 社会に緊急に解決すべき問題を提起している。
  - F. 社会が緊急に必要とする情報を提供している。
- 4) **信頼度**：内容に重大な誤りが無く、また読者から見ても信用の置けるものであること。次のような点についても留意して評価する。
- A. 重要な文献が漏れなく引用され、公平に評価されている。
  - B. 従来からの技術や研究成果との比較や評価がなされ、適正な結論が導かれている。
  - C. 実験や解析の条件が明確に記述されている。
- 5) **完成度**：内容が簡潔、明瞭に記述されていること。本論の展開が読者に理解できるように記述されているか評価する。ただし、著しい緻密さ、正確さ、完璧さ、格調の高さ等は必要としない。次のような点についても留意して評価する。
- A. 全体の構成が適切である。
  - B. 目的と結果が明確である。
  - C. 既往の研究・技術との関連性が明確である。
  - D. 文章表現が適切である。

- E. 図・表がわかり易く作られている。
- F. 全体的に冗長になっていない。
- G. 図・表等の数が適切である。

6) 学際性：土砂災害は、危険度評価や予知・予測法、対策工などにおいて砂防、地盤、地形・地質、河川、水文・気象など様々な分野が関連する。従って、手法やアプローチなどが多分野にまたがる研究などは学際性があるものとして評価する。

7) 防災事業の推進に対する有用性の有無：今後土砂災害対策を行う上で非常に有用と判断されるものである。たとえば、防災計画を策定する上での住民との合意形成に関するもの、防災事業の事業評価に関するもの、被害想定に関するもの、被害の軽減化技術や危機管理に関するもの、監視、モニタリングを実施していく上での新たな技術に関するものなどは、防災事業の推進に対して有用性があると評価する。

論文として投稿された原稿の査読にあたっては、投稿原稿がその分野においていかなる位置づけにあるか、研究、技術成果の貢献度が大きいのか、実用性があり社会への貢献度が高いか等の点について、(1)で述べた項目に照らして客観的に評価する。

## (2) 判定

各査読員は(1)での各項の評価と、「学際性」、「防災事業の推進に対する有用性の有無」についても判断基準とし、水準以上であれば、掲載「可」とし、掲載するほどの内容を含まないと考える場合、および掲載すべきでない場合「否」とする。

ただし、(1)で述べた各項の評価のうち、1つでも問題があると評価されても「否」と判定されるものではない。多少の疑義、疑問な点があっても技術や実務の発展に寄与する内容があるものは掲載されるように配慮する。特に、速報性について十分な配慮と示唆が必要とされる。

以下に示す諸項目は委員会が「否」と判断する基準である。

### I. 誤り

- A. 理論または考えのプロセスに客観的、本質的な誤りがある。
- B. 計算・データ整理に誤りがある。
- C. 現象の解析にあたり、明らかに不相応な理論を当てはめて論文が構成されている。
- D. 都合のよいデータ・文献のみを利用して議論が進められ、明らかに公正でない記述により論文が構成されている。
- E. 修正を要する根本的な指摘事項をあまりにも多く含んでいる。

### II. 既発表

- F. 明らかに既発表とみなされる。
- G. 連載形式で論文が構成されており独立した論文、報告と認めがたい。
- H. 他人の研究・技術成果をあたかも本人の成果のごとく記述して論文の基本が構成されている。

### III. レベルが低い

- I. 通説が述べられているだけで新しい知見がまったくない。
- J. 多少の有用な資料は含んでいても論文にするほどの価値は全く見られない。
- K. 論文、報告にするには明らかに研究・技術的検討等がある段階まで進展していない。
- L. 着想が悪く、当然の結果しか得られていない。

M. 研究・技術内容が単に他の分野で行われている方法の模倣で、全く意義を持たない。

#### IV. 内容全体・方針

N. 内容がきわめて学術的であり、実用性の面から判断すると不十分である。

O. 政策的な意図、あるいは宣伝の意図がきわめて強い。

P. きわめて片寄った先入観にとらわれ原稿全体が独断的に記述されている。

Q. 理論的または実証的な論文、あるいは事実に基づいた報告でなく、単なる主観が述べられているに過ぎない。

R. 私的な興味による色彩がきわめて強く、論文集に掲載するには問題が多い。

S. 本シンポジウムとしての本来の方針、目的に一致していない。

#### 3.4 登載の条件

査読は3名の編集委員によって行う。その内、1名の委員を主査とする。

登載可否の判定は、その3名の査読委員による全文査読結果に基づき、査読員2名以上が「可」であれば、原則としてこの投稿原稿は登載可とする。その際、主査が、査読結果の取りまとめを行い、修正意見があれば、修正依頼を著者に対して行う。修正意見に対して著者が十分な回答を行ったかどうかは、主査が判断する。回答が十分でないとは判断した場合は、登載を取り消す。

#### 3.5 修正意見

査読員は論文の内容にかかわる修正意見を述べるができる。原稿の内容についての責任はすべて著者がもつものであることを念頭におき、修正意見を述べるものとする。

#### 3.6 修正意見についての注意

(1) 新たな計算や実験を追加させることは極力避けるものとする。

(2) 査読員の主観的な意見や好みを主張して原稿の構成を大幅に変えることを要求したり、投稿者が査読員と見解を異にする点について修正を要求することは避けるものとする。

(3) 査読は、投稿者に対し研究を指導する立場にないことを留意すべきである。ただし、明らかに査読員の意見、指摘によって原稿の内容が向上すると思われる場合には、その点を述べてもよい。

#### 3.7 招待論文、特別講演論文、基調講演論文についての取り扱い

招待論文、特別講演論文、基調講演論文は、掲載を前提として査読を行い、必要に応じて修正依頼をすることができるものとする。

#### 4. 査読の範囲

査読員は次の事柄については考慮しなくてもよい。

(1) 簡単に分からない数式、計算の内容

(2) 用いた資料の良否

(2004年6月14日制定)

(2005年12月15日改正)

(2007年11月29日改正)